

1. 会合名	「協会の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」(第5回)
2. 日 時	平成27年5月28日(木) 午前9時30分～10時40分
3. 議 案	<p>1. 番号法等を踏まえた社内規程モデル案の策定について</p> <p>2. その他</p>
4. 主な内容	<p>事務局から、資料「特定個人情報取扱規程(案)」について説明し、意見交換を行った。</p> <p>1. 番号法等を踏まえた社内規程モデル案の策定について (主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社内規程モデル第2条16号「個人番号関係事務取扱管理者」に関しては、部店長が適当という印象を持ったが、内部管理責任者も当該管理者になり得ると考えてよいか。 ⇒「個人番号関係事務取扱管理者」は社内規程モデルで示す新たな概念である。あくまでも社内規程モデルであるので、本協会において、当該管理者になり得る者に関して制限を設けることはない。各社において検討いただきたい。ただし、内部管理責任者を管理者とした場合、それより上位にある部店長の管理ができるのかという点も検討いただきたい。(事務局)</li> <li>・社内規程モデル第5条第5号の個人番号関係事務取扱担当者は重要なポイントだと考える。顧客の個人番号が記載された書類を運ぶ営業員が当該取扱担当者に該当するかどうかという点についてである。顧客が個人番号を記した書類を社内の個人番号関係事務取扱担当者に渡すまでに、営業員は個人番号が記載されているか等に関する確認をすることになるかと思うが、その確認が個人番号関係事務に該当するか否かという点が問題になると考える。 ⇒この点に関しては日証協で決められるものではないため、特定個人情報保護委員会へ照会することになるだろう。委員会に照会するにあたり、どのような角度から何を確認するのかについては、検討が必要と考えるため、今後相談させていただきたい。(事務局)</li> <li>・当社では、個人番号の受入れにあたり、個人番号の確認に用いた書類については、顧客に返却することとしたいと考えている。また、営業員に関しては、顧客に個人番号を記載してもらったら、その場で個人番号の真正性確認と本人確認を行い、個人番号を記載した書類だけを持ち帰るということを考えている。個人番号の確認と本人確認する行為を併せて考える必要がある点が悩ましいと考えている。 ⇒番号法対応とすれば、考えられる対応であるが、新規顧客の場合で犯収法における本人確認を兼ねるとすると、本人確認書類の写しの保存を行わない場合、本人確認記録の残し方が煩雑になる。個人番号の保存の観点から個人番号に係る書類の写しを破棄するとしたら、犯収法の本人確認への対応が漏れてしまわないか等について、社内規程を作成する際に、各社において留意して検討する必要がある。(事務局)</li> <li>・個人番号の受入れ・確認事務については、委託先を活用して行うことも考えられる。なお、当社では、郵送による受入れを検討している。 ⇒事務委託会社に個人番号の受入れの事務を委託することが考えられるが、委託する事務が個人番号関係事務に該当するか、該当する場合は安全管理措置をどのように</li> </ul>

	<p>構築するか検討する必要がある。営業員によって個人番号が記載された書類を単に運搬する行為が個人番号関係事務に該当すると整理された場合、取扱区域として、外交先のみならず店舗においても、間仕切り等の設置や人の往来への対応について検討する必要性が生じる。今後、なるべく負荷の少ない方法を認めていただけるように検討したい。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社では、インターネット取引が主流であり、個人番号の受入れにあたり、厳しい措置が求められていることから、人をなるべく介在させない仕組みを考えている。ウェブページ上で顧客が入力したデータを、人を介さずにデータベース化し、データベース化した情報が正しく反映されているかを確認する者は番号を見てしまうため、当該者を個人番号関係事務取扱担当者とするを考えている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒例えば、「個人番号を見る」者を当該取扱担当者とする場合、犯収法に基づく本人確認にあたって、個人番号カードを本人確認書類として用いた場合、そのコピーを取る人も「個人番号を見る」者になってしまう。どのように整理するかという問題がある。(事務局)</li> <li>⇒「別冊金融分野における特定個人情報ガイドライン」では個人番号の提示を受けただけでは収集にはあたらない旨が示されていることを踏まえ、委員会に照会することになるだろう。(事務局)</li> <li>⇒個人番号の取扱いに関しては、社内規程モデルの提示以外にも、本協会において、別途Q&amp;Aを作成するなど、実務に即した対応が必要と考えている。(事務局)</li> </ul> </li> <li>・社内規程モデル第39条（特定個人情報の提供制限）に関連して、例えば、銀行と証券を兼務している役職員がいる場合、この社員が一方の業務で得た個人番号に関しても、法人格を越えた個人番号の移動と考えるべきか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒質問のケースが、単に当該役職員自身の内心のことを言われているのであれば、現状、たとえばファイヤーウォール規制においても、グループ会社と兼務していることのみをもって直ちに情報授受による法令違反とは言えないと解されている。もちろん当該役職員が2つの会社間で情報を移動させるような場合は問題がある。</li> </ul> </li> <li>・社内規程モデル第29条第2項（個人番号の提供を求める時期）について、限定的に列挙すると実務において対応できないかもしれない。例えば、一度収集した個人番号を紛失した場合、再度個人番号を収集するなど、想定外の提供を受ける場面が生じることも考えられる。もう少し幅広く記載することは考えられないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒個人番号では、取得の制限と利用の目的の限定が求められていることから、どの程度包括的な表現とするのか検討する必要がある。「その他当社が必要と認める場合」といったような包括的な示し方は許容されない可能性がある。(事務局)</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）